

犯罪被害者等に対する初診料等費用の支出について（例規通達）

身体犯等の立証に必要となる診察等に要する費用については、「犯罪被害者等に対する初診料等の支出について」（平成18年3月24日付け富務第522号）に基づき公費負担してきたところであるが、性的被害がある場合の事務上の負担軽減措置などを盛り込んだ新たな公費支出の事務を下記のとおり定め、平成26年8月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

## 記

### 1 趣旨

犯罪により生命又は身体に被害を受けた者及びその遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、当該被害に加え、精神的被害も被り、さらに、被害事実を証明するために医師の診察を受けるなどの負担も強いられる。

こうした犯罪被害者等に対しては、これまで初診料、初回処置料、緊急避妊措置料、診断書料及び死体検案書料（以下「初診料等費用」という。）を公費で負担してきたが、精神的被害が特に著しい性的被害に係る初診料等の費用の請求主体を犯罪被害者等から医療機関に改め、当該犯罪被害者等の負担を一層軽減するとともに、支出手続の簡素化を図るものである。

### 2 支出対象犯罪

公費支出の対象は、次に掲げる罪種の犯罪とする（未遂罪の規定のあるものは未遂を含む。）。

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条）
- (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条）
- (3) 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条（改正法による改正前の強盗強姦罪、強盗強姦致死罪、強盗・強制性交等罪及び強盗・強制性交等致死罪を含む。））
- (4) 不同意性交等罪（刑法第177条（改正法による改正前の強姦罪、準強姦罪、集団強姦罪、強制性交等罪及び準強制性交等罪を含む。））
- (5) 不同意わいせつ罪（刑法第176条（改正法による改正前の強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を含む。））
- (6) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条）
- (7) 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条（改正法による改正前の強制わいせつ等致死傷罪を含む。））
- (8) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条）
- (9) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条）
- (10) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2）
- (11) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条）
- (12) 人身売買罪（刑法第226条の2）

- (13) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条）
- (14) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条）
- (15) 傷害致死罪（刑法第205条）
- (16) 傷害罪（刑法第204条）
- (17) 前各号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯（過失犯を除く。）

### 3 支出要件

前記2の支出対象犯罪の犯罪被害者等であって、診断書又は死体検案書の提出を求めることが必要な場合に初診料等費用を公費で負担する。ただし、前記2の(3)から(15)までの罪に係る事件の被害者（以下「性犯罪等被害者」という。）については、警察が医療機関への診察を要請したものであれば、診断書の提出の有無にかかわらず、これに要した初診料等費用を公費で負担する。

### 4 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合は、支出要件を満たしていても支出しないものとする。

- (1) 犯罪被害者等が初診料等費用による支出を希望しない場合。
- (2) その他支出することが社会通念上妥当でないと認められる場合。

### 5 支出額

次の費用の額を公費で支出する。

#### (1) 初診料及び初回処置料

原則として、保険診療による自己負担額を1人につき1回分支出し、負傷の部位により複数の医療機関で診察を要した場合は、それぞれの医療機関ごとに1回分について、合計額が1万円を超えない範囲で支出する。ただし、性犯罪等被害者に性的被害があるときには、医療機関が県に請求した額を支出する。

#### (2) 性感染症検査料

検査にかかる費用として、医療機関が県に請求した額を支出する。

#### (3) 緊急避妊措置料

医療機関が県に請求し、又は被害者が経口避妊薬を自費購入した額を支出する。

#### (4) 人工妊娠中絶手術料

医療機関が県に請求した額を支出する。ただし、あらかじめ警察相談課長と協議するものとする。

#### (5) 診断書料及び死体検案書料

警察が提出を求めた診断書又は死体検案書の作成手数料を被害者1人につき1通分支出し、負傷の部位により複数の医療機関で診察を要した場合は、それぞれの医療機関ごとに1通分を支出する。ただし、性犯罪等被害者に性的被害があるときには、医療機関が県に請求した額を支出する。

#### (6) 選定療養費

医療機関で時間外診察を要した場合は、医療機関が県に請求した額を支出す

る。

## 6 支出根拠

初診料等費用の支出は、富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号）の規定により支出するものとする。

## 7 支出手続

### (1) 性犯罪等被害者に性的被害がある場合

警察署長又は性犯罪等被害者に係る事件捜査の主管課長（以下「警察署長等」という。）は、初診料等費用支出対象犯罪認定申請書（別記様式第 1 号。以下「認定申請書」という。）に医療機関発行の医療報酬明細書等を添付し、医療機関から提出を受けた初診料等請求書（別記様式第 2 号）を添えて警察相談課長に送付するものとする。

警察相談課長は、認定申請書を受領後、支出の妥当性、支出金額等について確認し、支出が妥当であると判断した場合は、速やかに支出手続を執るものとする。ただし、初診料等の費用を自己負担している場合は、7(2)の手続によるものとする。

### (2) 前記(1)以外の場合

警察署長等は、認定申請書に犯罪被害者等が自己負担に要した費用に係る申立書（別記様式第 3 号）を添付し、犯罪被害者等が作成した請求書（別記様式第 4 号）及び医療機関が発行した領収書の写し又は医療機関が発行した医療報酬明細書を添えて警察相談課長に送付するものとする。

警察相談課長は、認定申請書を受領後、支出の妥当性、支出金額等について確認し、支出が妥当であると判断した場合は、速やかに支出手続を執るものとする。

### (3) 犯罪被害者等に支出する場合の配意事項

犯罪被害者等からの請求により支出する場合は、振込先預金通帳等の写し（口座番号、口座名義人が記載されている部分）の提出を受けて振込先を確認し、手続に誤りがないよう配意すること。

### (4) 不正請求に対する措置

虚偽申告等の不正請求に基づく支出であることが判明した場合は、不正に支出された額を返納させるものとする。

## 8 留意事項

(1) 被害者が未成年の場合は、原則として保護者に対してこの制度の趣旨等を説明した上で、支出手続を執るものとする。

(2) この制度の運用に当たって、疑義が生じた場合は、警察相談課長と協議するものとする。

(別記様式省略)